

2022年11月17日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子

副 団 長 宮川えみ子

幹 事 長 宮本しづえ

政調会長 吉田 英策

副幹事長 大橋 沙織

2023年度県予算編成に関する申し入れ（第一次）

はじめに

新型コロナウイルス感染者が15日、約2カ月ぶりに10万人超となりました。北海道では過去最多、県内でも連日2,000人を超え、15日発表では2,735人、第8波に入ったと言わざるを得ない状況となっています。全数届け出をしていない現状での2,700人超えは、過去最多となった8/18の3,584人に匹敵する緊急事態と言っても過言ではありません。また15日にはオミクロン株の新たな派生型「BQ・1」が県内で初確認され、この冬にはコロナ感染症とインフルエンザの同時流行が懸念される状況にあつて、すでに入院者数・宿泊療養者数は800人台で推移、確保病床使用率は68.2%（11/14現在）に達するなど、医療体制は危機的状況が継続しています。こうした中、岸田政権は、経済活動最優先で、感染抑止や医療体制強化の対策を何ら講ずることなく成り行きまかせの対応を続けていることは重大で、県は緊急に県独自の感染抑止対策を講じるべきです。

また、長引くコロナ禍の影響と物価高騰が暮らしを直撃しています。岸田政権の対応は極めて遅く、ようやく「総合経済対策」を打ち出しましたが、部分的、一時的な施策に終始し、全く不十分です。今必要なのは、賃上げを軸に実体経済を立て直し、内需を活発にすることです。日本共産党は10日、物価高騰から暮らしと経済を立て直す「緊急提案」を発表、国民や中小企業に直接届く支援を行うとともに、アベノミクスで弱体化した日本経済を大本から改革し、持続可能な成長を図るものです。カギとなる賃上げを進めるには、雇用全体の7割を占める中小企業への支援が決定的で、何よりも、アベノミクスで膨らんだ大企業の内部留保に年2%、5年間の時限課税を行うことを提案しています。課税で生まれる約10兆円の税収で中小企業の賃上げを直接支援します。また、すでに100カ国・地域が減税している消費税（付加価値税）減税は最も効果的な経済対策であり、日本も直ちに減税すべきです。

こうした中、各種世論調査で内閣支持率が続落し、NHKでは「支持する」は33%、「支持しない」は46%（11/11～13実施）、岸田内閣発足後最低を記録しました。憲法違反の国葬強

行、統一協会との癒着、成り行き任せのコロナ対応、物価高騰への無為無策、そして首相の任命責任が問われる閣僚の相次ぐ不祥事、失言などこうした大失政に国民の怒りが噴出していることの表れです。

本県はいまだ県発表だけでも 29,213 人、実際にはその 2 倍とも推計される原発避難者を抱え、避難地域の居住率は 3 割台と住民の帰還は進んでいません。時間の経過とともに変化し複雑化する原発事故の被害の中で大震災・原発事故から丸 12 年を迎えようとしています。県は先の定例会に続き、12 月定例会にも区域外避難者に対する住宅の明け渡し等を求める調停議案を提出予定です。原発事故さえなければ避難する必要のなかった避難者 1 人ひとりに最後まで寄り添い、丁寧な対応を継続すべきです。原発のさらなる再稼働、新增設方針の原発回帰の岸田政権に対し、被災県から原発ゼロの決断を強く求めるべきです。

エジプトで開会中の国連気候変動枠組み条約第 27 回締約国会議（COP27）では、温室効果ガスの削減目標を引き上げ、気温上昇を抑える行動に踏み出すことに一刻の猶予もない現状に警告が発せられています。日本は、気候変動に最悪の貢献をした国に与えられる「化石賞」を三度受賞、理由は、化石燃料への投資を止めることが国際的な認識となる中、化石燃料に対する世界最大の公的資金提供国であること、また石炭火力にアンモニアや水素を混焼するなど誤った解決策を推進しているとの指摘です。本県は国に追随し、再エネビジョンでも水素やアンモニアなどを柱としていますが、今回の化石賞受賞を自らへの批判と受け止め、地産地消の再エネこそ推進すべきです。

大震災と原発事故、災害、コロナ、物価高など、幾重もの困難に見舞われ、県民の暮らしが大変になっている今こそ、医療福祉、子育て、教育分野に大きく予算を振り向け、いのちと暮らしを守る県政への転換を求めるものです。

以上の観点から、本県の来年度予算編成にあたって以下の項目の実現を求めます。

一、2023年度の県予算編成方針について

- 1、岸田政権は、ロシアのウクライナ戦争や「台湾有事」などに乗じ、「敵基地攻撃能力」の保有をなし崩し的に進めているが、大軍拡路線は暮らし、平和、憲法とは両立しない。大軍拡と憲法 9 条の改定中止を政府に求めること。
- 2、今後も続く新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策のため、賃金の引き上げを軸に实体经济を立て直し、消費税 5%への減税、インボイスの中止、年金額の引上げ、社会保障や教育費の負担軽減を国に求めること。
- 3、県民 1 人当たりの財政規模が全国 3 位の県予算を、全国最下位の医療や介護、福祉、子育てや教育予算へ振り向け、大幅に増額し、福祉型県政へ転換すること。
- 4、本県にとっても食料・気候危機を打開することは急務である。農産物の価格保障・所得補償を抜本的に強化し食料・エネルギーの自給率を引き上げるとともに、省エネ・地域主導型の再エネを推進しエネルギーの自給率を引き上げ、これらに係る予算を拡充すること。

- 5、地震や豪雨災害など、防災・減災のため、河川改修と維持管理費を増額すること。
- 6、県の教育予算を拡充し、県の事業として学校給食の無償化を行うこと。すべての教室と体育館にエアコンを設置し、高校生のタブレットは無償配布とし、保護者負担をなくすこと。正教員を増員し、教職員の多忙化を解消し、本県独自に小中学校から高校まで30人学級を実施すること。
- 7、自治体の機能と役割を破壊する教育分野をはじめとした公的施設の管理計画中止を国に求め、本県も見直すこと。県は、住民合意のない県立高校の統廃合は凍結し、後期実施計画を見直すこと。
- 8、あらゆる分野でジェンダー平等を推進するため、パートナーシップ県条例制定や予算の確保、女性の管理職の大幅増員を図ること。

二、新型コロナ、物価高騰から暮らしと営業を守ることについて

新型コロナ、物価高騰の下で生活の悪化が深刻になっています。賃上げを軸に実体経済を立て直すことが急務です。以下県民の暮らしを守る取り組みを求めます。

(1) 暮らしを守ること

- 1、コロナ禍の長期化による影響は県民生活のあらゆる分野に及んでおり、国の支援制度が漏れなく利活用されるよう周知徹底すること。
- 2、医療、介護、保育などケア労働の賃金引き上げを国に求めるとともに、県独自の支援策を講じること。
- 3、年金のマクロ経済スライドを撤廃し、年金削減をストップし、物価高騰に見合う引き上げを行うよう国に求めること。
- 4、後期高齢者医療費の窓口負担2倍化を撤回するよう国に求めること。
- 5、小中学校の学校給食費の無料化を県として行うこと。
- 6、物価高騰を踏まえ、生活保護基準を見直すこと。
- 7、社会福祉資金の緊急小口資金、総合支援資金の融資は、申請受付の継続、償還開始の延期、償還免除の対象を拡大し、償還免除対象者が申請漏れとならないよう全対象者に再度促すこと。
- 8、各種税の徴収については、徴収猶予の延長を求めるとともに徴収不能の事例については、滞納処分の停止などの措置を行うこと。
- 9、感染症法に基づき、検査や医療費の自己負担は導入しないよう求めること。
- 10、各種コロナ給付金は、非課税扱いとするよう国に求めること。

(2) 中小企業の営業を守る

- 1、大企業の内部留保への時限的な課税と中小企業の社会保険料負担を支援し、最低賃金全国一律1,500円の実現を国に求めること。

- 2、消費税を5%に減税し、6割もの中小商工業者に廃業を迫る来年10月実施のインボイス制度は中止するよう国に求めること。
- 3、雇用調整助成金、休業支援金は、新型コロナウイルス感染症が収束するまで延長すること。
- 4、コロナ禍、物価高騰の下で事業継続が困難な事業者に対して減収補填を県として行うこと。
- 5、コロナ感染症の拡大により、売り上げが減少した事業者への直接支援を国に求めるとともに、県として臨時交付金を活用し支援金を支給すること。
- 6、コロナ特例貸付金の償還が困難な事業者に対する償還免除措置の創設を国に求めること。

三、新型コロナウイルス感染症から県民のいのちを守る県政を

(1) 検査体制の拡充について

- 1、コロナ感染症の再拡大を踏まえて、誰でもいつでも気軽に検査できるよう、無料の抗原検査キットを薬局等で配布できるようにすること。
- 2、新型コロナウイルスの新たな変異株「BQ・1」が県内でも確認されたことから、ゲノム解析を増やし早期発見して対策に繋げること。そのために、医大のTRセンターにゲノム解析を依頼すること。県衛生研究所を施設面と人員の両面で体制強化を図ること。

(2) 医療提供体制の拡充について

- 1、コロナ感染症で症状が重い患者が希望すれば、医療機関や宿泊療養施設への受け入れを柔軟に行い、感染者が安心して療養できる環境を整えること。
- 2、コロナ感染者を受け入れる医療機関を十分に確保し、感染爆発に備えること。そのため医療従事者の確保に全力を挙げること。
- 3、感染症法の改正による受け入れ医療機関への制裁措置は、県としては行わないこと。
- 4、コロナ感染症が収束するまで、医療機関への特例交付金や診療報酬の加算を継続し、医療機関が安心して感染者の治療に当たれるようにすること。
- 5、公立、公的医療機関の縮小、統廃合は行わないこと。

(3) 保健衛生行政及びコロナ対策本部の拡充について

- 1、保健所統合以前の体制に近づけるため、必要な地域には保健所の支所を設置し、地域住民の近くで適切な保健指導に当たれる体制を再構築すること。この間のコロナ感染症の拡大で明らかになった保健所体制の脆弱化について、抜本的な強化策を講じて県民の健康増進に責任を果たせる機関にすること。
- 2、県の新型コロナ対策本部職員は、兼任ではなく専任職員を配置すること。専門職のアドバイザーは感染症専門家だけでなく公衆衛生の専門家も入れた複数配置とし、科学的分析に基づくアドバイスを受けられるようにすること。
- 3、県のコロナ対策は、国方針だけでなく、県として十分な議論を重ね、本県の感染の特性を

踏まえた対策とすること。

- 4、コロナ関連の補助金等の算出基準については、前年との比較でなく、コロナ前の 2019 年度を基準とすること。

四、県民置き去りの復興ではなく県民本位の復興、そして原発ゼロの実現を

(1) 汚染水海洋放出許さず、原発ゼロの実現を

- 1、原発事故の反省もなく、現在の 7 基に加え、さらに 10 基の原発再稼働と原発の新增設にまで踏み込んだ岸田政権の原発回帰政策は断じて許されない。原発立地県で初めて原発ゼロが実現した本県から「原発ゼロ」を発信すること。
- 2、多くの県民、国民が納得していない汚染水の海洋放出方針は撤回し、当面の間、陸上保管の継続を求めること。専門家の提案を聞き入れ、抜本的な地下水対策を国と東京電力に求めること。
- 3、福島第一原発 1 号機の原子炉圧力容器を支える土台の損傷などの事象が発生している。原発事故そのものの原因究明および廃炉作業における重大事象の検証を国・東京電力に求めるとともに、県独自に事故検証委員会を設置し、日々発生する事象に対応すること。中長期ロードマップの見直しを行うよう強く求めること。
- 4、廃炉作業は東京電力任せではなく、国家プロジェクトとして位置づけ、原発労働者の被ばく・健康管理を徹底するなど労働環境の安全確保等を図るよう国に求めること。
- 5、第一原発の放射性処理水の海洋放出計画に関し、東京電力は 14 日、放出前の安全評価対象の放射性物質の種類を 64 から 31 に減らす「実施計画変更認可申請書」を原子力規制委員会に提出した。県は、これまで通り 64 核種を対象にすべて測定結果の公表を東京電力に求めるとともに、県民目線で監視を継続すること。

(2) 県民本位の復興を

- 1、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の除染については、希望者に限定せず、すべての住宅を対象とすること。また、住民の意見をよく聞き、生活圏の範囲を幅広くとらえて除染し、住民が安心して住める環境を取り戻すこと。それにより被災者生活再建支援法の適用を促進すること。
- 2、復興は、イノベ関連の呼び込み型で大型事業中心ではなく、環境の回復、被災した住民に寄り添った生活インフラの整備や生業の再建を中心とした復興に切り替えること。
- 3、福島復興特措法に位置付けられた国際研究教育機構については、避難者置き去りであり計画を見直すこと。
- 4、避難地域の農業復興支援は、大規模化優先ではなく農家の意見をよく聞き、実態に即した支援を行うこと。
- 5、避難地域への県外からの移住者へ補助金が支給されているが、元々の住民である避難者が

帰還する際も活用できるようにするなど、避難者の帰還支援を行うこと。

(3) 避難者支援について

- 1、避難地域を対象にした医療や介護の保険料や一部負担金の減免措置について、打ち切り方針を撤回し、継続するよう国に求めること。
- 2、復興住宅への生活相談支援員を確保し訪問頻度を高めるとともに、多面的な支援ができるよう県内外に避難を継続する避難者の実態調査を国に求め、県としても実施すること。
- 3、国家公務員宿舎に避難する住民に対する2倍家賃請求及び強引な退去は求めないこと。県として避難者を訴えた裁判は取り下げ、今後も訴訟や調停の申し立ては行わないこと。
- 4、避難者が帰還しやすい条件整備と支援策の強化を図ること。
- 5、避難地域の固定資産税の軽減の特例措置を継続すること。
- 6、避難地域では、国勢調査の結果で人口ゼロの自治体も存在し、住民の居住率は3割台にとどまっていることから、避難地域の自治体については引き続き地方交付税等の特例措置を国に求めること。
- 7、住民票を異動していない避難者が、避難先でも必要な住民サービスが受けられるよう特例措置を継続すること。
- 8、高速道路料金の減免を継続すること。

(4) 賠償について

- 1、この間の原発裁判の判決の多くは、国に東京電力と同等の責任があると認めている。中間指針を超える賠償を命じていることを踏まえて、中間指針の見直しに当たっては、全県民が被災者との立場で賠償がなされるよう国に求めること。
- 2、避難指示解除後の地域の居住率は3割台にとどまり、いまなお多くの住民が避難を継続している。賠償打ち切りによって生活も困窮していることから、避難の実態に即して賠償を再開するよう求めること。
- 3、原発事故による賠償の時効を再延長する法整備を国に求めること。
- 4、県の原子力損害対策協議会全体会議を開催し、オール福島で被害と賠償の実態を共有し、国と東京電力に完全賠償を直接求める機会とすること。

五、気候危機から県民のいのちと暮らしを守り、災害に強い県土づくりを

(1) 気候危機対策について

- 1、COP27で、日本は単独で化石賞を受賞する恥ずべき現状にある。アンモニア混焼を含む石炭火発からの撤退を国に求めること。県再エネビジョンの柱である新エネ政策を見直し、石炭火力発電所の廃止など有効なCO2削減措置を講ずること。
- 2、再生可能エネルギーの推進に当たっては、環境共生、住民参加による地域主導を中心に据

- え、メガ発電等による乱開発を防止する県の条例を創設すること。
- 3、県民参加で再エネを推進するため、住宅用太陽光発電設備と蓄電池への補助率を大幅に増額し、大規模に増やす取り組みを県の計画に位置付けること。
 - 4、省エネを推進する技術開発を支援するとともに、省エネ住宅建設への補助を増額すること。省エネ家電への買い替えへの補助を実施すること。
 - 5、林地開発許可要件の抜本の見直しを国に求めるとともに、県として林地開発許可後も業者を指導・監督できる条例を制定すること。

(2) 災害対策について

- 1、河川維持管理費を増額し、浚渫等の維持管理を日常的に行うこと。
- 2、遊水池の設置など、流域治水対策は住民の意見が反映できる仕組みをつくりながら推進すること。
- 3、被災者の住宅再建を支援するため、被災者生活再建支援金を上限額 300 万円から 500 万円に引き上げること。
- 4、避難所や運営の在り方については、欧米の先進例にも学び、トイレ、キッチン、ベッドを 48 時間以内に整える「TKB48」を目標に整えるとともに、「市民社会保護」の理念に立ち、女性や高齢者・障がい者などの人権に配慮した避難所となるよう整備すること。生活・健康、就労など被災者の様々な相談活動にも対応できるよう専門ボランティア等の配置を検討すること。
- 5、原発事故の被災者を含め、連続する災害被災者に寄り添う支援を進めるため、災害基本条例を制定し、市町村と連携したケースマネジメントに取り組むこと。

六、県民福祉の向上について

(1) 高齢者福祉対策について

「全国に誇れる健康長寿の県」を目指す本県として、以下の施策を求めます。

- 1、介護保険制度の見直しが検討されているが、保険料、利用料の引き上げは行わず、介護保険制度への国の負担割合を 30%に引き上げるよう求めること。
- 2、要介護 1、2 該当者への在宅介護サービスを市町村の総合支援事業に移行する制度改悪は行わないよう国に求めること。
- 3、次期介護保険事業支援計画の策定に当たっては、支援が必要な要介護高齢者が、希望する所で必要な介護が受けられるようにすること。
- 4、特別養護老人ホームの待機者を解消するため、施設を増設すること。また、低所得者が安心して入所できるよう補足給付の適用要件を緩和すること。
- 5、2025 年度の介護職員確保見通しが全国最下位と本県の深刻な実態を踏まえて、介護職員確保のため、処遇改善加算の上乗せなどの対策を強化すること。

- 6、高齢者の認知症予防、フレイル予防で元気高齢者を多数にできるよう、保健師等専門家を増員して県民運動に取り組むこと。
- 7、高齢者が交通手段の心配なく通院や社会参加ができるよう、交通権として位置付け、公共交通機関の無料パスを県として発行するとともに、デマンド型タクシー、一般タクシー等への支援制度を拡充すること。
- 8、高齢者が住み慣れた町で安心して生活できるよう、買い物難民対策として移動販売事業者の支援を行うこと。
- 9、高齢期難聴への補聴器補助を県として実施すること。

(2) 児童福祉対策について

- 1、「日本一子育てしやすい県づくり」のため、少子化、人口減少対策としても有効な妊娠、出産、養育にかかる経済的負担を解消すること。
- 2、出産一時金を現行の基準 42 万円から、実際に医療機関に支払う金額に匹敵する 50 万円へ大幅に引き上げること。また、いくつかの市町村で実施する出産祝い金を県の制度として創設し、出産を喜びあえる県づくりをすすめること。
- 3、妊娠、出産、育児のいずれの段階でも気軽に相談、支援が受けられる体制を市町村毎に配備しネウボラに匹敵する支援体制を整備すること。
- 4、安全、安心な環境で保育ができるよう、また保育所や幼稚園、学校などの子どもの送迎時に置き去りにされ死亡する事故が相次いでいることから、保育士の配置基準を見直し増員を図ること。保育士の処遇改善加算は、経験年数に関らず初年度からの適用とするよう国に制度改善を求めること。
- 5、保育料の軽減を市町村任せにしないで、県として無償化すること。公費負担となった幼稚園、保育所の食事代は主食も無償化すること。
- 6、学童クラブの保育の質を高めるためにも、半日の仕事ではなく一日勤務の仕事として位置付け、事業費の補助基準を抜本的に見直し、支援員の処遇改善を図るよう国に制度改善を求めること。
- 7、妊娠しにくいカップルへの生殖医療が保険適用となったことを踏まえて、コーディネーターの活用等が図られるよう周知徹底すること。
- 8、東日本大震災と原発事故に加え、コロナ禍の影響等で外遊びが少なくなった子どもたちの豊かな遊びで発達・成長を見守るプレイリーダーの育成を図ること。
- 9、東日本大震災、原発事故、度重なる自然災害で心に傷を負い PTSD を抱える児童の増加、また、発達障害を持つ児童の出現率は 6 %とも言われ心と体に障害を持つ子どもたちに対応するため、発達を保障する医療、教育の個別支援計画を策定し、実施する仕組みづくりを進めること。
- 10、医療的ケア児支援法に基づき、介護する保護者を支援するため、高齢者介護に匹敵する医

療、介護の支援体制の構築を図るとともに、個別のニーズに対応する多様なサービスを提供する施設とマンパワーの整備を進めること。

- 11、国が各都道府県に1カ所以上の設置を推進する「児童心理治療施設」について、未設置の本県として、早期設置を目指すこと。
- 12、子育て世帯への家賃補助を国の制度も活用しながら普及するとともに、公営住宅の家賃減免を全市町村で実施するよう支援すること。

(3) 障がい者福祉について

- 1、障がい者福祉向上のため策定した2つの条例施行から3年半が経過したことから、条例の趣旨が活かされるよう障がい者施策全般を総点検すること。
- 2、コロナ禍で利用が減少している障がい者の就労継続支援施設の運営が成り立つよう、補助金の仕組みを利用者数の成果だけでなく、基本的運営費を保障できるよう改善し補助額の大幅引き上げを国に求めること。

(4) 県民医療の向上について

- 1、人口当たりの医師数が全国最下位クラスにある本県の水準を大幅に引き上げるため、福島医大の定数を維持すること。また、県の看護師確保計画を見直し、増員すること。
- 2、入院病床を大幅に削減する地域医療構想、地域医療計画は見直し、急性期病床を医療の実態に合わせて確保すること。
- 3、公立、公的病院の削減は行わないこと。県立大野病院の再建については、地域医療の基幹病院としての機能とともに、原発廃炉作業に伴う被ばく医療も担える病院となるよう、必要な設備を整備すること。
- 4、コロナ感染症の経験を踏まえ、新たな感染症にも対応できるよう感染症対応病院を増やすとともに、対応する医師、看護師を計画的に養成すること。
- 5、県民健康データベースで医大の健康増進センターが分析した結果では、全体的に男女とも浜通りで生活習慣病の受診リスクが高い傾向が指摘されており、避難地域住民の健康悪化が危惧される。また、循環器疾患発症登録事業でも、心筋梗塞、脳血管疾患のリスクが高いことが科学的に証明されたことを受け、専門家を配置した県民健康づくりの運動化を進めること。

(5) 国保行政について

- 1、国は行政のデジタル化を進めるとして、国保の保険証を廃止してマイナンバーカードへの一元化をはかる方針を示した。任意であるはずのマイナンバーカードを強制することにつながり、国民の健康に関するデータまで政府に集中・管理され、国の社会保障費や大企業の保険料負担の削減が最大の狙いである。国民の権利としての社会保障を納めた税・保険料に相

当する“対価”を受けとるだけの仕組みに変質させ、「自助」が優先され「自己責任」に後退させるものであり、健康保険証のマイナンバーカードへの一元化は行わないよう国に求めること。マイナカードに代わる新たな保険証の発行は有料としないよう求めること。

2、国保広域化のため、本県では7年後の国保税の統一化が計画されている。そこに向けて基金の造成を進め国保税の軽減に消極的な市町村がある。コロナ禍の下で、国保税軽減のため基金、繰越金が適切に活用されるように市町村を支援すること。国保税の一本化は行わないこと。

3、コロナ禍による収入減少を理由にした国保税の軽減措置は、コロナ禍前 2019 年度の収入を基準とするよう国に制度改善を求めるとともに、実施主体の市町村を支援すること。

七、産業の振興について

(1) 商工業、観光の振興について

- 1、福島県中小企業振興基本条例を生かして県内中小企業の支援を抜本的に強化すること。
- 2、地元企業が地域循環・生活密着型の公共事業、住民合意に基づいた再エネ普及に本格的に取り組むことなどにより雇用を創出できるよう支援すること。
- 3、元請け企業による「優越的地位の乱用」や下請けいじめを止めさせ、中小企業への支援を強めること。またフリーランスなどが人間らしく働けるよう雇用保険や労災保険など労働条件の整備を国に求めること。
- 4、県として公共事業の地元事業者への優先発注に努めるとともに、分離発注で中小企業の受注機会を広げること。入札参加資格のない小規模事業者が公共事業に参加できる仕組みを県としてつくること。
- 5、公契約条例を制定し、公共事業に従事する労働者の労働条件や公共サービスの向上に努めること。
- 6、市町村では既に取り組まれている住宅リフォーム助成制度、商店リニューアル助成制度を県として創設すること。
- 7、観光は、インバウンド頼みだけでなく、地域の資源を生かし住民目線で県民が楽しめる観光資源の整備を進めること。
- 8、コロナ禍で疲弊する旅館、ホテルへの支援を行うこと。

(2) 農林水産業の振興について

- 1、食料の8割を生産する家族農業の役割を踏まえ、国連の家族農業年にふさわしく、大規模集約化だけでなく家族経営を支援すること。
- 2、カロリーベースで38%まで落ち込んだ食料自給率を大幅に引き上げるよう国に求めること。県も目標を持つこと。また、77万トンのミニマムアクセス米の輸入中止を国に求めること。

- 3、米価下落・物価高騰に対して農家への直接支援を行うこと。水田活用交付金の削減を見直すよう国に求め、農業者戸別所得補償制度の復活を国に求めること。
- 4、飼料や肥料、農業資材の価格高騰での価格補てんを行い、農業経営が継続して行えるよう国に求めるとともに県独自の支援策を講じること。
- 5、新規就農者支援制度の運用で若者の新規就農を支援するとともに、新規就農者がやむを得ず離農する場合も過大な負担とならないよう国に求めること。有機農業を支援すること。
- 6、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を導入する場合、導入支援と農業経営の支援をおこなうこと。
- 7、相次ぐ自然災害に対応するため、収入保険は白色申告者でも加入できるよう要件緩和を国に求めること。
- 8、人的被害も起きているイノシシについて生息調査と「イノシシ管理計画」を見直し、被害対策を強化すること。
- 9、県産材の活用を推進するとともに、林業後継者を支援し山の維持管理を継続して行えるようにすること。
- 10、漁業の本格操業が軌道に乗るよう、放射能の検査体制や流通支援強化など引き続き漁業者を支援すること。内水面漁業者への支援も強化すること。
- 11、航路確保など漁港としての機能を確保するため、堆積土砂撤去の予算を大幅に増額すること。

八、保護者負担の軽減と教育行政の質の充実を

- 1、県の教育予算を大幅に拡充し、教育費は無償とする憲法 26 条に基づき保護者負担を大幅に軽減すること。
- 2、小中学校の学校給食費については、すでに県内の 75%の市町村が補助を実施していることから、来年度以降は県事業として学校給食費無償化を実施すること。また、県民生活の困窮実態に鑑み、給食費滞納世帯に対し、児童手当からの給食費天引きは行わないよう市町村に通達すること。
- 3、高校生のタブレットを無償配布とし、保護者負担をなくすこと。
- 4、物価高騰や資材高騰に見合う学校維持管理費を増額すること。
- 5、すべての教室、避難所となる体育館にエアコンを設置すること。
- 6、図書購入費を削減してきたことを見直し図書費を増額すること。
- 7、希望するすべての生徒が申請できるよう県の給付型奨学金制度を拡充すること。
- 8、県立高校統廃合の後期実施計画は、凍結し見直すこと。
- 9、小中学校と同様、高校においても全国に先駆け 30 人学級を実施すること。
- 10、産休・病休代替を含め教員不足は深刻である。県独自に正規教員を増やし、教職員の多忙化を解消すること。

- 11、スクール・サポート・スタッフの増員と定着を図るため、賃金の引上げと希望者には総勤務時間の延長も認めるなどの処遇改善を行うこと。
- 12、児童・生徒に過度の競争を強いる、また真の学力の定着にはつながらない全国学力・学習調査への参加と、県の学力・学習調査も中止すること。

九、ジェンダー平等の推進を

- 1、本県は、男女の賃金格差が東北で最大となった。県内事業所に対し、賃金格差の是正に向けた実効ある取組みを求め、男女の賃金格差を解消すること。
- 2、知事部局の管理職における女性の割合目標 12%を早期に達成し、全国水準まで引き上げること。
- 3、同性婚など県としてパートナーシップ制度をすすめる条例制定を行うこと。企業や社会全体で認識がすすむよう支援すること。
- 4、選択的夫婦別姓制度を早期に実施するよう国に働きかけること。
- 5、学校や公共施設への生理用品の配備を早期に実施すること。

以上